

○ 稲川土地改良区役員の報酬及び役員・
総代・委員等の費用弁償に関する規程

〔昭和59年2月20日
制 定〕

改正	昭和62年2月23日	昭和62年12月8日
	平成3年3月1日	平成7年2月23日
	平成8年2月13日	平成9年2月19日
	平成18年2月17日	平成23年10月21日

稲川土地改良区役員の報酬及び役員・総代・委員等の費用弁償に関する規程（昭和47年7月26日）全部を改正する。

（報酬）

第1条 理事及び監事には、報酬として毎年度予算の定めるところによりこれを支給する。

2 役員が新たに就任又は退任若しくは死亡した場合には、月割計算（円未満の端数は切り捨てる。）によりこれを支給する。

（費用の弁償）

第2条 理事、監事、総代並びに本区の委員等には、職務のために要する費用弁償として、毎年度予算の定めるところによりこれ支給する。ただし、役員が総代会に出席したときは役員としての費用弁償を支給する。

（出張の費用弁償）

第3条 理事、監事、総代並びに本区の委員等が職務のため出張するときは、出張に要する費用弁償として、別表によりこれを支給する。

2 前項の旅費中、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の路程の計算方法は職員旅費規程に準ずるものとする。

（鉄道、車賃の支給方法）

第4条 削除

（実費支給）

第5条 非常急行、その他特別の事情により定額の車賃でその実費を支弁すること

ができないときは、実費額を支給することができる。

（費用弁償の打切）

第6条 この規程を適用するについて、特に必要あると認めるときは、別表の範囲内で適宜金額を定めて支給することができる。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、この規程の第1条の規程は現在の総代の任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。

附 則（昭和62年2月23日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月8日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月1日）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月23日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月13日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月19日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月21日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

別 表

出張の費用弁償

鉄 道 賃	船賃、航空賃	車 賃	日 当 (1日)	宿 泊 料 (一夜につき)	食 卓 料 (一夜につき)	滞 在 費 (1日)
運賃、急行 料金、特別 急行料金 及び座席 指定料金	実 費	1 キロメー トル当り 37円 (実費)	5,000 円	13,100 円	2,300 円	甲地方 1,500 円 甲地方以外 500 円